

第十九回国 参議院水産委員会會議録第二十七号

(七二二)

昭和二十九年五月二十日(木曜日)午後
二時八分開会

出席者は左の通り。

委員長 森崎 隆君
理事 秋山俊一郎君
千田 正君

委員 青山 正一君
森 八三三君
木下 源吾君

衆議院議員

水産委員長 田口長治郎君
鈴木 善幸君

政府委員

調達庁不
動産部長 山中 一朗君

事務局側

常任委員 岡 尊信君
会専門員 林 達磨君
会専門員 林 達磨君

説明員

公正取引委員 坂根 哲夫君
会経済部長 水野 正二君
水産庁生産部長

本日の會議に付した事件

輸出水産業の振興に關する法律案
(衆議院提出)

○委員長(森崎隆君) それでは只今から水産委員会を開会いたします。

先ず輸出水産業の振興に關する法律案を議題に供します。

田口衆議院水産委員長も見えられておりますので、先日に引続きまして質疑を続行いたします。

○青山正一君 昨日に引続いてこの品名の問題で、品名を政令に委ねるか、最小限度法律に載せるか、これはまあ衆議院側と非常に水揚げ論になつてゐるわけですが、今後私といたしましては、参議院の独自で行くか或いは附帯決議でこれを明らかにするかという問題は、今後に残してしまつて、その他の問題について質問したいと思ひます。で、二日前参考人を呼んでいろいろ意見を徴したもので、一参考人から、この登録の問題について、現在全国に七、八百の製造工場がある。これが全部申請することにしますと非常に困るから、この登録制よりも許可制のほうがよいのじやなからうかという意見があつたわけでありました。又このかつか、まぐろ漁業それ自体が許可制度であるから、なぜ輸出の場合だけ許可制にしないかという意見も述べたお方がおるのであります。で、この点について衆議院側の見解を一つお示しを願ひたいのです。殊にこの法案の当初において許可制度の下にこの法律がなつておつたわけでありましたが、新規の過程において登録制になつたように思われるのですが、その経緯のことも一つ御説明願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(田口長治郎君) 法案審議の途上におきまして許可という文字が出て来ておつたことは事実でございます。これは当初社会党右派方面からの提案によるこの種の法律が、大体冷凍まぐろの輸出を許可制にしよ、こ

ういううに出發から許可という文字がずつと引いておつたのでございませうが、いろいろ審議いたしました結果、許可制ということになるとあんまり強過ぎて、そして何だか官僚制に傾く虞れもあるから、いさ少しく緩和した方法を考へてみたかどうか、こういうことで各委員いろいろ知恵をしぼりました結果、結局製造場所或いは製造数量、製造者というふうなものを基として、これらがはつきりできて、そして柔軟な方法といふことになりまして、登録制といふことによりほかに方法がないのじやないかと、こういうふうな結論に達しまして、登録制を採用したという次第でございます。

○青山正一君 只今田口委員長から許可制になりまして非常に強くなる、或いは官僚制のようになるといふふうな御説明なすつて御説明あつたわけでありましたが、それならば登録さえ受ければ誰でも事業が始められ、而も政府は基準に合えば誰でも登録しなればならないというふうなことになる。すると、この登録制はよほど考えなければならぬと思ひます。で、無用の競争によつて業界が大混乱するといふふうなことになるはしないか。今まで製造する意思のなかつたものも登録を受けるとなると、登録を受けることになりまして、登録を受ければこれは自然的に作りたくなる。丁度戦時中に砂糖の配給がなかつた際においては、殆んど甘いものを喰ひな人でも好きになつたといふよ

うな状態になりはせんかと、こういうふうに私は思ふわけなんです。而も中央だけならともかくも、都道府県知事がこの筆にあづかつておるといふようなことになるとすれば、なお更煩瑣になりはせんか、こういうふうに私は考へるわけなんです。それが、それに対する御意見は如何ですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 現在登録制も何もなしに、勿論許可制でも何でもなしにやつておるわけなんです。が、少くとも現在よりもこの設備なり或いは製造数量なりということが、この登録制のためにはつきりなつて来ると思ふのでございませう。それから登録制を布いたから現在よりも余分に業者が殖えるのじやないか、こういう点につきましては、私は登録制のために業者が殖えるといふことは考へないわけなんです。勿論条件さえ揃つておれば、農林大臣としては登録しなればならぬことになりまして、許可制のようにならぬことはできません。許可制の一方では官庁で制限をする、こういうふうなことはできません。今の実情よりもまだ幾分か規制されるのではなかつたか、こう考へておる次第でございます。

○青山正一君 それならばもう一点お聞きしたいと思ひますが、これも参考人の意見なんです。審議会の構成が業者三名くらいでは非常に少い、非常に第三者の数が多過ぎやせんか、つまり直接関係者をもつと殖やせといふような御意見も多かつたわけであり

ますが、それに対する田口さんの御説明は如何ですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 初め委員の数をずつと殖やしておつたのです。三十名以内程度に委員の数を殖やしておつたのですが、實際問題として、審議会なんかで三十名も集まつて委員がやり出すといふことになると、結論が何も付かないだらう、こういうことで十五名以内といふことに人員を減らしまして、その人員の範囲内におきまして、各業界のバランスをいろいろ考へました結果、こういうふうな数字を出して見たわけなんです。このうちで学識経験者五人以内、こういうふうな項目もありますから、若し著しくバランスを失するような点があれば、学識経験者のところで業者の代表にいたしました。或いは漁業者の代表にいたしました。漁業者は一方水産製品の製造者であるけれども、又學術経験もあるといふふうな、こういう調節も付くから審議会委員にはなるべく少くして構成したほうがよいのじやないか、こういうふうな落着きになつたわけでありませう。

○青山正一君 先ほどから私田口さんいろいろ御質問申し上げましたのですが、あなた方はこの法案を審議するに當りまして、一月なり或いは二月近くの審議期間があるのですが、参議院に來まして僅か五日なり十日の審議の過程において、これを全部検討しなればならぬ場合において、例えば許可制度が登録制度になつたといふふうな、

その経緯とか或いは審議会の委員の数を減らしたというふうな経緯、そういうふうな点も、今後衆議院から廻つて来た法律に対しては、そういう点まで一つ御説明願はんことには私はさつぱりわかりませんですから、その点今後一つ十分に御注意願つて御説明願ひたい、こういうふうな御希望申上げておきます。

○千田正君 今の許可制、登録制という問題は相当これは将来いろいろ問題が起きて来ると思いますが、この登録制の基準というものは、さつきおつしやられた通りに、施設であるとか、数量であるとか、技術の面とか、こういう意味においてはつきり何か基準をちゃんと持つておるわけでありませぬ。

○衆議院議員(田口長治郎君) これは政令或いは省令で基準をきつと定めることになります。ちよつと済みませんが、この第三条の「輸出水産業者は、省令で定めるところにより」という、「省令」は「政令」のミス・プリントでございますから訂正して頂きたいと思ひます。「省令」は「政令」です。

○千田正君 そこでもう一つ。少くともこの法案は、表題は、輸出水産業者の振興に関する法律案ということになつておるのですが、こういうふうになるという、今おつしやられたように、その設備であるとか、或いは数量、或いは技術の面というものの一つの規定の枠をはめて登録制とする。これは成るほど、かつお、まぐろ、さけ、ますといふような一つの企業化した面においてはこれで結構でしょうが、例えば干あわびであるとか、ふかの鱈、貝

柱、これは輸出以外に向ける方法がない。而もこれは零細漁民の生産であつて、これは又日本の水産の輸出の或る面におけるところの大きなウエイトを持つておる、こういうものに對しては、どういふふうにお考えになつておるのですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) その点について衆議院でもいろいろ議論があらまして、結局海産物関係につきましては、対支貿易の関係もあるし、そうして今御指摘になりました登録と設備の関係、それと製造業者が全国的に、而もはつきりしない製造業者が相当数ばらまかれておるという関係もありまして、今直ちにこの法案で取上げる指定品目としてやることは困難だと、こういうことで、一応そういう品物につきましては対象から落しておるわけなんです、その主なる理由は登録しなればならぬことになつて、登録料を納めるといふことになれば、却つて業者が迷惑することになるんじゃないか、こういう考え方からこの対象から落しております。

○千田正君 そうしますと、輸出水産業者というのは或る程度狭められた面の輸出水産業者ということになるんです、この組合を結成したことによつて受ける利益というものはどういふことなんです。

○衆議院議員(田口長治郎君) この組合結成によつて、少くとも組合員全体の製造数量或いは出荷、販売数量、販売価格と、こういうふうなものに對する調整が、現在できないで非常に困つておるというのを調整できます。それと同時に、アウトサイダーを、省令に基いて、農林大臣の発動によるのです

けれども、アウトサイダーを組合が決めた調整規程内容と同じものによつて作られるという問題が一つございませう。それと、これはまあむづかしい問題でございませうけれども、調整資金といふものはできるだけ一つ国で斡旋しよう、それとも一つは、その業者が製造原料として必要な、これは魚を除きますけれども、例えばブリキとか、或いはオリブ油とか、そういうものを外国から輸入する場合におきましては、自分が出したその外貨を優先的に通産省でこの組合へ一つ与えろ、これは条文に一項設けておつたわけなんですけれども、若しこの一項を入れれば、ほかのすべての法律がこういうことになるから、勘忍してもらいたい。その代り組合ができて一まとめになれば、今の外貨の割当方法があるから、必ず割当をしますから、一つ条文だけ削除してくれと、こういうふうな通産省からの申出もありまして、実際に割当てられるならばよろしい、こういうことで一項を抹消してしまつた関係もありますからして、外貨を優先的に一つこの組合へ、而もそれは自分等が使う製造原料購入のための外貨という範囲ですけれども、そういう点も一つ考慮しよう、こういうことを考えておきます。

○千田正君 まあそれは頗る結構なこと、私もその点は賛成であります。柱であるとか、ふかの鱈であるとか、干あわびといふようなものに對しては、今のところ何ら資金の斡旋もなされてないし、且つ又、フリー・マーケットにおける自由な立場において買叩か

れ、それでいつでもし寄せされるのがそういう生産者であるということ、これを考えた場合に、何かしらこの組合だけは目下のところそういうことであるべきであつて、そうしてよろしいのですが、零細漁民が輸出のために作つておるところの水産物に對しては、十分なる金融の面が見出されてないといふ現状ではないかと自分は見込んで、それが、そういうことです、そういう方面は、これはこれで作つていいんです、本当に零細な漁民の人たち、言い換へれば塩干物を製造しておるこの人たちに對しては、何らかの手段を得て、同じような立場でこの金融の措置なり斡旋なりということを見て行かれるという、こんなことを考えておられるのですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) それは結局ですね、零細なそういう種類の製造業者といふものは、結局系統機關を通して行くか、或いはこの法案によつて、ほかの品物に對するモデルができれば、又その後においてそれを勘案して、これに類似したようなそういう方向にそれがまとまるかも知れませんけれども、只今のところはやつぱり系統機關を通する資金融通その他が一番適切でないかと私は考へるのです。

○千田正君 どうも私はそう思ふのですけれども、これを組合が作つたとしても、これに對するところの資金の斡旋、出て来る資金の面は主としてどこですか、農林中金じゃないですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) まあ何です、恐らく商工組合中央金庫でもありますまいから農林が主になりやしないですか。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 私からも補足いたしまして説明申し上げますが、この資金の斡旋をするという条項につきまして、衆議院の委員会におきましても単なる自己満足感だけでは駄目だ、具体的にここから出すのだという具体的な融資の裏付けの見通しがない条項は無意味じゃないかという意見も強かつたわけでありませう。又私も党の政務調査会で審議をいたしました場合、この資金の斡旋をするというものは最近の法律の一つの流行になつておつて、政府が重要産業について資金の斡旋をするといふことは、法律に書かなくても当然の責任であり、何も法文化せんでいいじゃないかという議論も実はあつたわけなんです。併し私もこれは、これを単なる自己満足として業界に匂わせるだけで終るべきものじゃない。これを一つの足掛かりにしまして、近い将来に例へば輸出入銀行法の改正をして、そうしてプラント輸出だけでなく、こういう重要な輸出水産業に對しても資金の確保ができるような途等を、鋭意具体案を研究してみたいといふようなこと等も主張いたしまして、非常に抽象的でありませうけれども、この条文を載せることにいたしておいたわけでありませう。千田委員が御指摘の通り極めて抽象的な条文になつており

る場合、枠が十分じゃない、現在においてさへも……。仮にこの方面に融通することによつて、或る場合においては、零細漁民の大抵の場合は各県の漁民その他において、そうした集荷の面はやつておるようであります、そうしたほうの金融の面が或る程度の制約を受けるということはありません。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 私からも補足いたしまして説明申し上げますが、この資金の斡旋をするという条項につきまして、衆議院の委員会におきましても単なる自己満足感だけでは駄目だ、具体的にここから出すのだという具体的な融資の裏付けの見通しがない条項は無意味じゃないかという意見も強かつたわけでありませう。又私も党の政務調査会で審議をいたしました場合、この資金の斡旋をするというものは最近の法律の一つの流行になつておつて、政府が重要産業について資金の斡旋をするといふことは、法律に書かなくても当然の責任であり、何も法文化せんでいいじゃないかという議論も実はあつたわけなんです。併し私もこれは、これを単なる自己満足として業界に匂わせるだけで終るべきものじゃない。これを一つの足掛かりにしまして、近い将来に例へば輸出入銀行法の改正をして、そうしてプラント輸出だけでなく、こういう重要な輸出水産業に對しても資金の確保ができるような途等を、鋭意具体案を研究してみたいといふようなこと等も主張いたしまして、非常に抽象的でありませうけれども、この条文を載せることにいたしておいたわけでありませう。千田委員が御指摘の通り極めて抽象的な条文になつており

る場合、枠が十分じゃない、現在においてさへも……。仮にこの方面に融通することによつて、或る場合においては、零細漁民の大抵の場合は各県の漁民その他において、そうした集荷の面はやつておるようであります、そうしたほうの金融の面が或る程度の制約を受けるということはありません。

ますが、両院の水産委員会の協力と今後の努力によりまして、これを現実に金が出るような施策を是非見出した。こう考へておるわけでありませう。

○千田正君 御趣旨はよくわかるのですが、現実の問題はそこに行くのじやないかと思ふのですがね。登録制が布かれて、そうして一応業者がまとまつてやつて行く。まとまつて行くから一人で行く場合よりも数の上において結合した団体としての行き方が非常に効果的に動けるということは、これは確かでしょう。そうした場合に、やはりそうした資金であるとか資材の面の裏付けを十分にやらんとすると、この法案が絵に描いた餅になつてしまふというやうな杞憂なきにしもあらずであります。この辺はやはりはつきりして頂かないといふと、折角皆さんが御苦労をして作つた法案でも、単なる一片の空文に過ぎないといふことになつてはいかんじやないかと思ひます。特にその点をお伺ひするわけでありませうが、そうしますといふと、とにかくこの法案が出て組合ができたならば、一応何らかの形において、どの金融が、例えば商工中金なり或いは輸出銀行といふやうな金融機関を通じて一応の資金の斡旋等をやる、こういうお考えなんですが、私が心配するのは当面チェックブライスの問題が出て来るのです。例えば国際マーケットの影響によつて出血輸出をしなければならぬ場合においては持ち堪えられない。こういう實際の問題が起きた場合において、何によつて然らばこの組合の健全なる運営と発達を期するかと言へば、要するにそういう資金の斡旋なり何なりといふやうなものはつきり

しておかんとすると、結局組合はできただけでも、止むを得ない、抜け駆けしてでもダンピングをしなければならぬといふやうな問題が起きて来はしないか。一方では堅く締められれば何ら得るところがなく、一方では苦しいから組合から脱退しても止むを得ずダンピングしなければならぬ。この法案のいわゆる盲点なら盲点を潜つても生きるためにはやつて行かなくちやならないといふやうな問題が起きることには私は恐れるのですが、それをカバーされる点をもう一度はつきり知らして頂きたいのです。

○衆議院議員(田口長治郎君) 只今のお話でございませうが、これはひとりこの組合ばかりでなしに、あらゆる業界が個々ばらばらでございませう。場合に合はなかつて金銭がつきにくいわけでありませう。本当に或る程度の調整がきく組合が一本になりましたら、その点が非常にやりよくなるのじやないか、こういうふうにも考へるのでございませう。

それからもう一つ、ちよつと落しておりました、今議院組合なんかで共販をやつておりますが、それがどうも独禁法との関係で疑義があると公取はそういうことを言つておりませう。ただ実情がどうもあつて必要に迫られてやつてゐるのだから、今直ちに手を入れてないといふやうな、そういうやうな情勢にあるわけなんです。で、この法案ができましたら組合で調整規程の枠内で別動隊として共販施設をやつても、それはこの法律によつて根拠を裏付けられて認める、こういうやうなことでもございませうし、組合員の利益増進のために必要な共販なんかも、

これができて初めて法的に認められるといふやうな、そういう関係にもなるのでありますから、こういうことが延いては個々ばらばらでゐる現状よりも金融問題を解決するのに非常に都合のいい状態になるのじやないかと、こういうふうにも考へてゐる次第でございませう。

○千田正君 もう一つ、価格やその他の点においても影響する問題だらうと思ひますが、例えば外国人が日本内地に来てやる、日本において買付ける場合、日本円で買付けて、そうしてそれはその人たちが自分で第三国に輸出することになるかも知れませんが、第三国人が来てそこで買付けた場合において、これは輸出といふことにあなたたのほうでは見ておられますかどうなんでしょうか。

○衆議院議員(鈴木善幸君) この法律は輸出業者に渡す前の製造加工業者のための法律でございませう。加工業者が日本に来たところのバイヤー等に販売するものは一つの輸出業者等に販売すると同じやうな取扱で考へていいのじやないかと、こう考へるわけでありませうが、そこでバイヤー等が日本の輸出業者よりも巨大な経済力で以て買漁る、そのために日本の輸出業者等が非常な圧迫を受けるといふやうな事態が發生いたした場合は、現状におきましてはそれを抑制する措置が講ぜられないわけでありませうが、この法律が幸いに成立を見ることがになりますれば、調整規程の中で販売の方法、販売の価格、販売の時期、販売の数量といふやうなものも調整規程によつてコントロールすることができる規定になりますので、そういうやうな外国資本の

行過ぎな活動、又日本の輸出業自体を圧迫するやうな行為が顯著に出て来れば調整規程によつてこれを是正することができるといふことになるわけでありませう。現状よりもその点も改善になるのじやないか、こういうふうにも考へませう。

○千田正君 その調整規程なんです。この組合に参加する人の中には純然たる生産加工業者もあるでしょうが、一面生産業者であり、加工業者であり、輸出業者である、この三面兼ね備えたやうな会社なら会社がこのメンバーに入つてゐる、こういう場合に対する調整機構はどういうふうになりますか。

○衆議院議員(鈴木善幸君) その場合はやはり製造加工業者の立場において調整規程の適用を受けることにならうかと、こう考へます。

○千田正君 例えばまあ会社を指定するのは誠に失礼なことかも知れないが、大洋漁業なら大洋漁業が自分の船で持つて来てそうして罐詰を造り、或いは冷凍をする。これは当然今までもやつてゐるのですから、そうして実際に海外に輸出をする、こういう場合は一貫作業ですね、あえて組合に入らなくてもやれるわけでありませう。併しなからこゝういふ規程を作つて、日本の輸出水産のために参加した、こういう場合においてはこの大洋漁業なるものはいわゆる水産業者としてこの組合に入つた場合には水産業者として以外の活動はできないと、こういうわけですか。

○衆議院議員(鈴木善幸君) その漁業活動なりという面は縛らないわけでありませう。調整規程の中で考へられるのは大洋漁業なら大洋漁業の製氷冷

凍、或いは罐詰といふやうな部門が、生産数量でありますとか、或いはそれを輸出する場合でありますとか、販売数量ですね、或いは価格と、そういう製造したり販売したりする場合、輸出の面までございませうが、そういう全体の同業者の共同の利益を守る面から必要なが調整規程で謳われるわけでありませうから、その面については適用されることにならうかと思ひます。従いまして大洋漁業が南方の漁業場なんかには母船式のまぐろ漁業で参りまして、そうして船内凍結をして日本の国内に陸揚げせんで、これを直接向うへ持つて行くといふやうな面につきまして、これは国内の施設としての登録ですね、これは漁船の中の施設でございませう。その面については成るだけ協調はしてもらひますけれども、そこまで当然に発動するといふことはちよつと困難かと思ひます。

○千田正君 そうなると、私は疑義が生ずるんですがね。冷凍なら冷凍の魚ですね、冷凍魚を輸出するために或る程度価格の調整等のために一つの組合を結成して、そしてアメリカならアメリカのマーケットにおける価格維持のためにもしなければならぬ。併し例えば、例をとつて言うのは失礼だけれども、大洋漁業なら大洋漁業が南方でまぐろを取つて、そうして冷凍して、直結してもニューヨークなり或いはサンフランシスコなりの市場へこれを持つて行く、これは全然今のお話によると、これまでは到底手が延びないのだといふことなんです。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 補足いたしますが、そこで直接の調整規程の中でそういうものを抑えられない場合ア

ウト・サイダーに對する規定を別の条文中で設けておるわけでありませう。これは組合員でなくともそういうアウト・サイダーの自由奔放な活動によつて同業者、組合員が非常な悪影響を及ぼされるという場合は、農林大臣が一つの規定を設けて、それを省令で命ずるという措置が講ぜられるようになつておるわけでありませう。従ひましてそういうようなことが全体の利益に反するといふ場合はその規定によつて調整をとるといふような措置を講じたい、こう考へております。

○衆議院議員(田口長治郎君) 今の問題にちよつと補足しますが、恐らく大洋も製菓業者或いは冷凍業者としてはこの組合に入らなかつた。入つたことになれば自分の漁船で魚を取つて製造したにしても、手続はともかくとして、やはり觀念としてはこの組合で決定した調整規則の範囲内で、自分の貿易部が製造部から品物を買つて、そうして国全体できめておるいわゆる輸出数量の範囲内で輸出する。従つて組合員であつた場合は、当然この組合の調整規則に拘束される、直接持つて行きます場合におきまして、組合員にならなかつた場合は、今鈴木委員が説明したやうなことで、それが著しく業界を暗くするといふやうなことになるれば調整規則と同じやうなものを省令で、農林大臣が発動したその省令にくくられる、そういうことにならうと思ひます。觀念としてはやはりくくられる、こういうことで進まなければならぬと思ひます。

○千田正君 これは当然私は疑ひもないし、そういう良識があつて欲しいことなんだが、現実の姿においてアメリカ

力は、私自身がアメリカで経験していることは、漁業問題ではありませう。例へば生糸の問題、昨年は東南アジアにおいては私が経験したことは、ボンベイにおけるところの化纖のいわゆる輸出に對して、こういう申合せをして、これほどの法律はないとしても、規約をしておりながら、向うへ行くといふとどうしても成績を上げなければならぬ、苦しい、止むを得ずほかの同僚には相済みませんけれども、背に腹は変えられないから、結局抜けがけの販売をして行く、販売をした結果がいよいよ日本の商品の海外進出に非常な影響を及ぼして来ている。その欠陥をドイツなりイギリスなりの商社が見抜いて、日本の商社の結束を擧げて来る。これがいわゆる現実の東南アジアの市場であり、アメリカの市場です。これを防ぐためにこの法律が出たんだらうと思ひますけれども、その点をやはりはつきり……少くとも水産業といふ一つの、何といふんですか、日本の水産業から更に発展して外国輸出までできた今日においてはその良心を堅持するだけの氣持を持たなければ、この法律は守れないだらう。そこを非常に私としては憂うのです。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 補足して御説明申し上げますが、先ほど私がお話を申上げましたように、原則として漁船は除いて考へておるわけです。併し工船です、かに工船でありませうか、さけ、ます工船でありませうかといふものは陸上の施設と同じやうな工合に考へて、漁船はこれは原則として製造加工施設としては考へない、こういう建前をとつておるわけです。そこで今漁船が凍結したものを降す、台湾でござい

ますとか、沖繩に降すとか、そういうやうなことがしばしばあるかと、これら思ふのであります。それは漁船のことでありますから全部それを原則としてこの法律の対象に入れるといふことになりませう、なか／＼この法律の運用が困難である。そこでつぎと工船の場合はこれはもうそれ専門の船でございませうので、それは入れると、こういうことでありますので、千田委員が御指摘のやうにそれが協調心がなくて横紙破りであるといふやうな場合には、そういうこともやはりあり得ると思ひますけれども、併し大洋漁業等の場合は国内にもやはり罐詰工場なり冷凍工場を持つておるわけでありまして、これが調整規程にやはり服従するわけであらうから、調整規程で数量等をきめる場合に、そういうこともむづやな行為があれば勘案しながら調整規程でそれを調整して行くといふやうにならうかと、こう思ふのであります。

○千田正君 これはまあ現実は大したことはありませんが、将来当然活動に動くであらうといふことは東南アジアにおけるところの日本の漁業の進出、而かもブランド輸出、例へばボンベイならボンベイ、或いはカルカタならカルカタといふところに日本の漁業会社が進出して冷凍施設もやる、そうして向うにおいて漁獲したものを買上げて向うで冷凍して向うでいよいよ販売して行く、その利潤が結局日本のいわゆる利益として確保するといふやうな場合の問題はどういふふうな一体影響しますか。つまりブランド輸出を仮にボンベイなり、或いはカルカタなり、或いはカラチなり、或いはインド

ネシアの或る一定の場所に日本の漁業が進出して行つて、向うに買上げた場合において結局日本の利益を或る程度確保するための日本の進出なんですか、そういう場合に例へば向うで確保したものを向う側から直接にアメリカ側に売るか、或いはロンドンならロンドンの市場に売るかといふやうな場合には、これは適用しないといふことなんでしょうか。

○衆議院議員(田口長治郎君) その場合先方との共同経営になるや否やといふことが非常に問題になるのじやないか知らんと思ひますが、共同経営でなければならぬまことに行つて魚をとる、その国の食糧を助けるのだと、或いは技術を指導するために行つたんだといふやうなことになるれば、やはり属人主義で、この調整規程の範囲内で、少くともその数字は調整規程に出して処置したほうが国のために都合がいいのではないかと知らんと思ひます。そういうふうな持つて行かなければならぬのじやないかと思ひますね。ただ共同経営といふことになるかと、そいつがどうも属人主義でもないか知らんと思ひますが、非常にむづかしい問題になるか知らんと思ひます。

○千田正君 そういう問題が将来起きるであらうと思ひますが、当然日本の国内だけじゃ閉出しを食つてゐる今の日本の漁業の状況から行けば、或る程度東南アジアその他の国へ行つて日本の漁業が進出するならば、そうして又日本の技術によつて例へば四分六、或いは五分五でいい、日本の利益の確保のために行くのですから、そういうものに対してまでこの法を適用するか許さないかといふことを許されるか許

されなかつたといふことが将来又起きて来るのではないかと思ひます。

○衆議院議員(田口長治郎君) そこまで行くと漁業にしても、或いはその他の事業にしても、国内産業であるか国外産業であるか、非常に線の引き方がむづかしくなつて来ますね。或いは明らかに国外産業といふものに属することにすれば、本法を適用することが少し無理になりはしないかと思ひますが、よく研究して見なければならぬと思ひます。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 法律のことですから明確にしておいたほうがいいと思ひますが、法人事業等の場合は、その法人が相手国の法の法人といふ場合は、これは日本国の法律でございませうからこれは適用されないわけでありませう。ただ日本も相当発言権を持つて仕事をやるわけでありませうので、やはり日本の産業を圧迫しないやうに協調してやつてもらうという精神に変わりはありませうが、向うの法人であればこの法律は適用されない。これはもう明確であります。

○千田正君 まあ常識から言へば、日本の国内におけるところの一つの産業の面としてのものと解釈したいのであります。そう解釈するのが妥當でしようが、結論においては例へばカラチならカラチのえびを買つて来て、そうしてこれを日本の商品としてアメリカに売らなくちやならない問題も起きて来る。それは全然日本の国内を経由しないで、日本商社がカラチならカラチにある商社が買つて輸出する。それは併し日本の輸出の中に入つて来るわけです、枠から言へば、こういう問題は、水産業の将来の輸出といふものは

○千田正君 これはまあ常識から言へば、日本の国内におけるところの一つの産業の面としてのものと解釈したいのであります。そう解釈するのが妥當でしようが、結論においては例へばカラチならカラチのえびを買つて来て、そうしてこれを日本の商品としてアメリカに売らなくちやならない問題も起きて来る。それは全然日本の国内を経由しないで、日本商社がカラチならカラチにある商社が買つて輸出する。それは併し日本の輸出の中に入つて来るわけです、枠から言へば、こういう問題は、水産業の将来の輸出といふものは

○千田正君 これはまあ常識から言へば、日本の国内におけるところの一つの産業の面としてのものと解釈したいのであります。そう解釈するのが妥當でしようが、結論においては例へばカラチならカラチのえびを買つて来て、そうしてこれを日本の商品としてアメリカに売らなくちやならない問題も起きて来る。それは全然日本の国内を経由しないで、日本商社がカラチならカラチにある商社が買つて輸出する。それは併し日本の輸出の中に入つて来るわけです、枠から言へば、こういう問題は、水産業の将来の輸出といふものは

國際的な問題を加味した問題が出て来ると思ふのでありますが、それは飽くまで国内の産業としての面において常識的にその解釈するほかないと思ふのですが、そういうわけなんです。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 今田委員の御指摘の通りでありまして、ただそれが非常に高度なものになつて、工船等を持つて参りまして、えびの罐詰を造るとかそういう場合は陸上の施設と同じように、ただ漁船がチャンパーで以て冷凍してそれを或る国へ持つて行つて販売するといふものは、漁船の場合にはさつき申上げた通りですね、これはいろんなケースが漁船のことでございまして、ちよつと捕捉しがたいものですから、その点は御指摘になつたような点があるかと思ひます。

○千田正君 こういふ私は心配をするので言ふのでありますが、幸いに漁が何か豊富で、そうしてこつちで十分やつて行けることがずつと続いてくれればいいのだが、不漁の場合において東南アジアのどこか、或いはインドネシア、あつちのほうで一稼ぎしなければならん、むしろ向うで稼いで向うから直接輸出したほうがいいという、そういう問題が起きて来るという、日本の国内におけるところの組合と海外におけるところの日本の輸出業者との間に一つのこれは競争が生ずる虞れがあるものでありまして、そういう点はまあ万々ないという観点からお考えになつてゐるわけなんです。

○衆議院議員(鈴木善幸君) これはただに日本の輸出生産物の場合だけでなく、あらゆる産業におきましても同様のことが起り得ると考へております。例えは織物工業のようなものにつ

きましても、日本にとつては織物の輸出といふようなものは、非常に国民経済上大きなウエイトを持つてゐるわけでありまして、そういうようなものが、原料国のインドとかそういうところでもどん／＼合併なり何なりで会社ができるというところは、延いては国内の織物業をその面で圧迫することになる。これはこういうことが国の政策としてプラスかマイナスか、どちらが国家の利益であるかといふことと勘案して行かねばならぬ問題だらうと思ひますが、こゝで考へておられますのは、合併会社をやつて向うの法人になつた場合、今後東南アジアと経済合作をする場合、千田委員も現地を御視察になつておられます通り、非常に民族意識も強うございまして、向うが六〇％日本が四〇％といふようなことを主張する。

そして飽くまで向うがイニシアをとなつたような恰好だけはとりたが。ところが實際は日本のほうで相当発言力を持つて指導して行くような形で行くかと、こゝで思つておられますが、併しこれが向うの国の法人になりますと、この法律は適用できないが、併し経営者の経営方針を通じて日本の国内産業を圧迫しないように合議させるといふ以外にないのじやないか。こゝで考へてお

○千田正君 これは鈴木委員と前にアメリカに御一緒したときにも、ニューヨークやボストンのいわゆる罐詰業者がアメリカの国内において罐詰を製造するとコストが高くなる。そこで労働賃金の安いところの、国境を越えてカナダにおいてこれを生産し、カナダにおいて生産した場合においては資材も安いし労働賃金も安い、そしてコスト

もまあずつと安いから逆にアメリカに輸入してもいいのだというので、アメリカの業者がカナダに移住して向うの安い賃金の下に生産して逆にアメリカに輸入した。こういう現実を我々は見てゐるわけですが、東南アジアの労働賃金が安かつたり、台湾の労働賃金が安かつたりした場合、向うにおいて資材を確保する場合においては、非常に安く入るといふような場合はそういうことも私は起り得ると考へる。まあ併しそれはその国でやることだからこの法律は適用しないのであります。が、いづれにしてもこの法案が出る

ことによつて一歩前進するといふ点については同意を表しますけれども、相当将来に對してあらゆる問題が起ることを相当私は考へて慎重に審議したいと思つておられます。

○青山正一君 これは問題の観点が違ひますが、実は參議院のほうで、參議院の通産委員会からこの法律案に對して或る種の申入があつたわけですが、要約いたしますと、この組合の設立とか、それから定款の変更、調整規程の認可、解散、変更、命令、認可の取消、廃止、こゝいつた件について、通産大臣の同意を受けなければならぬとか、或いは通産大臣に通知せよとかいふ規定を入れてくれといふようなことを通産委員会の總意で、まあ當委員会に申入があるわけですが、こゝで問題に關しまして、何か衆議院側では、衆議院の通産委員会からそういうふうな申入があつたかどうか。それから通産省からそういうふうなお話があつたかどうか。又そういうお話がないいたしまして、まあ事實この參議院の水産委員会のはうへそういうふうな

申入があるわけなんですから、それに対する衆議院側の御意見は、一体どういふものか。それについて一つ承わりたいと思ひます。それが一つ。それと同時に、水産庁にもこの法律について、そういうふうな問題があるについて一つ御意見を伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(田口長治郎君) 只今のお話につきましては、通産省の通商局から先ず今のお話と同じようなお申入がありまして、結局要約いたしますと、農林大臣と通産大臣と共管精神によるい／＼な認可の合意の問題、それからもう一つは、優先外貨に對する法案から一条抹殺する問題、こゝにうかがひがありまして、先ほど申しましたように、組合が一本になれば、今の外貨の割当てでやる方法があるから、この一條を削除してくれといふ話がありまして、それから共管の問題につきましては、誠に言にくいことに話しておりましたが、我々側としては、国の役人が輸出振興に對してお互に協力して助け合つて一歩でも前進させるというところは当然のことじやないか。法律に書いてあるが書いてないが、そういうことは当然だと思ひます。で、その話だけは少しおかしいだらう。こゝでいふことで一応通産省の人は歸つてもらつたわけなんです、通産省との連絡がありましたかどうか。連中が、やつぱりそういうふうな問題を持つて参りました。ただ御承知の通り、行政の簡素化の第一歩は、共管法律を整理すること、責任をはつきりして所管大臣にやらせる。こゝでいふことで、從來ある法律でも、共管事項をだん／＼整理しようといふ時期

でもありますし、いわんやさうな時期に新しい法律を作るのに又共管を持つて来るといふようなこともおかしいじやないか。こゝでいふことで衆議院の通産委員の連中には説明しましたところ、尤もだといふことで了承してくれたわけなんです、この点はいろいろ考へて見ますけれども、どうも從來法律で共管關係になつてゐるものは、責任のなすり合ひで、業者としては、こつちに行きますと、いやその問題は一つこつちのほうに聞いてくれ、こつちに行くと、又こつちをやつてくれといふことで、すべてのものが停頓して参りますし、業者も大変な迷惑をこうむるのでありますから、何とか共管といふような、そういう形を除いて行きたいといふことで、通産委員といろいろ懇談いたしました結果、よくその点は了解いたしましたわけなんです、従つて私らの希望としては、できますれば、參議院の通産委員会とも御相談下さつて、私は、この審議会の委員、貿易業者代表なんといふものは、これはむしろ通産省から推薦頂いたほうが適切な人が得られるのじやないか。それから調整規則の認可の場合、一応販売数量、販売価格、或いは出荷数量なんかの問題もありますから、これは共管といふ意味でなしに、農林大臣から通産大臣に一応相談をする。その程度であれば弊害なしに却つてプラスの面になるのじやないか。こゝでいふふうにも考へますから、それで法律を修正するといふことでなしに、通産省及び農林省間の覚書程度で、そこををはつきりして頂くことができれば非常に結構だと思つて考へておる次第でございます。

でもありますし、いわんやさうな時期に新しい法律を作るのに又共管を持つて来るといふようなこともおかしいじやないか。こゝでいふことで衆議院の通産委員の連中には説明しましたところ、尤もだといふことで了承してくれたわけなんです、この点はいろいろ考へて見ますけれども、どうも從來法律で共管關係になつてゐるものは、責任のなすり合ひで、業者としては、こつちに行きますと、いやその問題は一つこつちのほうに聞いてくれ、こつちに行くと、又こつちをやつてくれといふことで、すべてのものが停頓して参りますし、業者も大変な迷惑をこうむるのでありますから、何とか共管といふような、そういう形を除いて行きたいといふことで、通産委員といろいろ懇談いたしました結果、よくその点は了解いたしましたわけなんです、従つて私らの希望としては、できますれば、參議院の通産委員会とも御相談下さつて、私は、この審議会の委員、貿易業者代表なんといふものは、これはむしろ通産省から推薦頂いたほうが適切な人が得られるのじやないか。それから調整規則の認可の場合、一応販売数量、販売価格、或いは出荷数量なんかの問題もありますから、これは共管といふ意味でなしに、農林大臣から通産大臣に一応相談をする。その程度であれば弊害なしに却つてプラスの面になるのじやないか。こゝでいふふうにも考へますから、それで法律を修正するといふことでなしに、通産省及び農林省間の覚書程度で、そこををはつきりして頂くことができれば非常に結構だと思つて考へておる次第でございます。

でもありますし、いわんやさうな時期に新しい法律を作るのに又共管を持つて来るといふようなこともおかしいじやないか。こゝでいふことで衆議院の通産委員の連中には説明しましたところ、尤もだといふことで了承してくれたわけなんです、この点はいろいろ考へて見ますけれども、どうも從來法律で共管關係になつてゐるものは、責任のなすり合ひで、業者としては、こつちに行きますと、いやその問題は一つこつちのほうに聞いてくれ、こつちに行くと、又こつちをやつてくれといふことで、すべてのものが停頓して参りますし、業者も大変な迷惑をこうむるのでありますから、何とか共管といふような、そういう形を除いて行きたいといふことで、通産委員といろいろ懇談いたしました結果、よくその点は了解いたしましたわけなんです、従つて私らの希望としては、できますれば、參議院の通産委員会とも御相談下さつて、私は、この審議会の委員、貿易業者代表なんといふものは、これはむしろ通産省から推薦頂いたほうが適切な人が得られるのじやないか。それから調整規則の認可の場合、一応販売数量、販売価格、或いは出荷数量なんかの問題もありますから、これは共管といふ意味でなしに、農林大臣から通産大臣に一応相談をする。その程度であれば弊害なしに却つてプラスの面になるのじやないか。こゝでいふふうにも考へますから、それで法律を修正するといふことでなしに、通産省及び農林省間の覚書程度で、そこををはつきりして頂くことができれば非常に結構だと思つて考へておる次第でございます。

ではないかという御心配もあつたようでございますが、これは省令で定めるところの基準に基く条件が具備しておるものは登録をする、申請をすれば、必ず登録されるわけでございますが、そこでその基準でございますが、これは工場の大小等によつて抑えられ、その面と、それから技術の面であると考えておるわけであります。輸出品でございますので非常に衛生的に完全なものでございまして、今後の日本商品に対するいろいろ不信用の因にもなりますし、それから設備は小さくとも高い技術水準で立派なものを造るということが、この望ましい条件になるわけであります。従いまして資本力の弱い人はその資本に應じた、今申し上げたような基準に合致するような工場で登録をされるということにならうかと思ふのであります。そういう面から規制をする考え方でどういふ制度を考えたものでないということを申上げておきたい。

○森八三一君 当然そうでなければならぬと思ひますが、この三条に基く登録の条件というものが、どういふようになり、未定の問題をだら／＼として議論をするわけに参りませぬけれども、このきめ方如何によつてはこれが新らしい業者の進出を阻止して行くという結果の生れる危険があるように思ひます。といつて無制限に濫立するといふことは好ましい姿ではございませんので、その辺の調整がこれは一つ問題だらうと思ひますが、その次にですね、委員長からお話のありました狙つておる重要なポイントとして調整規程

の問題にお触れになつたんでございしますが、この法律の二十六条によつて農林大臣が命令をいたしました場合には、三十三条ですが、非常によつて罰則の規定がございしますが、非常によつて罰則の組合の運営が行われておる場合には問題がございせんが、先刻千田委員もちよつとお触れになりましたように、組合員として結成されておるけれども、必ずしも調整規程に全面的に従わなければならぬというところにもならぬように思はれるし、そういうようなことの起きた場合に、それを嫌めて行く罰則規定というものがございせんので、結局目的的に守られるときにおいてのみこの効果が出て来るというので、組合員であつても必ずしも所期するような方向にだけ動いて行くことが規制されないように思ふのですが、そういう点はどうか考えられるのか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 今のですね、二十六条関係はアウト・サイダーの問題なんです、このアウト・サイダーにつきましても組合として処置する方法がないのですから、それで農林大臣が組合で定めた調整規程と同様な書類を出して、これに従わせる、それに従わなかつた場合は今お話のいふゆる三十三条の命令違反ということになるわけなんです。それから十八条の調整規程というものがこれは組合員が組合によつてつくられるわけなんです。この場合はいろいろ製造数量或いは販売、その他この組合でその組合員を、いづゆるその制裁を与える、まあ行政処置、役所にしますと行政処置でございますが、組合でそのいふ行政処置ができませんからして、これは二十六条の農林大臣の罰則違反以上のいづゆる制裁が組合

員に対しては組合でできると思ふので、そういう関係でここに組合員の組合調整規程違反による罰則というものは出ておりませぬけれども、これは組合内でもいろいろ販売数量だとか、製造数量だとか何だとかいふそういうもので制裁を加えることができるからこの場合は必要ないだらう。又いろいろ罰金だとか、何だとかいふことは、組合が、たとえ組合員といへども法律で定めるところはできないので、これは組合内部の申合せによつてさうなる規定を決定すべきものでありまして、法律にはこの十八条関係は何も書いておりません。二十六条関係の罰則だけ載せておるわけでありまして、この二十六条関係の罰則に似たようなこと、或いはいろいろ制限をすること、或いはいろいろ制限をすること、規約によつて規定すべきものだと考えております。

○森八三一君 まあ組合という性格の本質から行きますれば、当然そうなければならぬと思ひますが、今まで同様の目的を以て結成されている数多くの組合が、そういうことを規定しておつてもそれが守られんかと思ふところに問題があるのじやないかと思ふのでございせん。先日お越しを願つていろいろこの問題に關連して意見を伺いました団体の中にも、中小企業協同組合法によつてそういう組合が結成されているが、そういうような協同組合の場合にも今お話のようなことはそれぞれ定款なり業務規程なり、そういうものできめておると思ひますが、そういうことがな／＼守られにくいといふところに問題があるのです。そのことを何かこうはつきりするようにな

いといふと、結局新しい法律を作つて行くといふことの眞の目的が達成されないのじやないか。結局この法律を作つて残るところは、既存の法律に代る点は、三条の規定と、それから二十六条の規定が入つてアウト・サイダーを縛つて行くといふことと、それから濫立を防いでしつかりしたものができるように登録制度を布くといふだけが残ることであつて、その他の点は従來の法律、既存の法律によつて行われることになるのじやないかといふ気がするのでございせんが、結論はその二点を狙つておると、こういうふうに理解していいのかどうかといふ問題に展るのです。

○衆議院議員(田口長治郎君) その点が非常に重要視し、さうして最も力を入れておる点でして、公取その他と折衝して漸く話をつけた点なのでございせん。それからさつきの話でちよつと私落しておりましたが、第二十二条に「組合は、定款で定めるところにより、組合員に対し、過怠金を課することができ、この「定款で定めるところにより」といふ一項を加えてあります。それと、この組合はやはりいろいろ生産数量割当、或いは出荷数量割当その他をやりますから、その点での制裁が一番組合としては痛いと思ふので、少々の罰金よりもさういふ点にまあ期待しておりまして、法律としてさういふ点を加へようといふことはちよつと踏出しにくい範圍になつてしまふんじやないか知らんと思ふのであります。

○森八三一君 まあ從來ある既存の組合でもさういふ過怠金とか、違約金とか、皆書いておるのですが、實際は守られんといふところに問題があるのです。この新設される輸出水産物の生産事業者においては、さういふことは固く守られるといふことであります。これは問題はございせんが、さういふ自主的な立場に立つて結成せられておる多くの組合には、さういふ規定があつても殆んど守られておらんといふのが、大体今までの実例だと私は承知してゐるのです。だからさういふようなことであるとすれば、既存の法律でもこの目的は達成せられる、結局残るところは、この新しい法律を作る眞の狙いといふものは、アウト・サイダーの關係の調整をどうするかといふ問題と、第三条によつての登録をして輸出水産物の製造業者といふものをここにはつきりするといふ二つだけが残つて来るので、そのほかのことは大体今までの既存の法律でもやれることではないか。

○衆議院議員(田口長治郎君) この十八条が最も重大な問題でございまして、さういふ調整を目的とした全国的組合といふものは現状においてはできないのです。それをこの十八条によりまして禁禁法の除外例を開いておるわけでございまして、この十八条が一番重大で、その上に二十六条のアウト・サイダーをくくるような手段として……、現状におきましては禁禁法との關係でさういふ組合はできないものを、この法律で初めてできるようにしたわけなんです。

○森八三一君 今日公取いらつしやいますか……。じや公取のほうにお伺いしますが、各種の協同組合は禁禁法の適用は除外されているのでございせんが、協同組合がさういふ行為をやつ

た場合に、それは独禁法に触れるのでございませうか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 協同組合は独禁法の除外例になっておりません。それと同じ性質をこの場合にも与えたわけなんです。協同組合法によつて独禁法の除外例を設けておる。

○説明員(坂根哲夫君) お答えします。只今のお話のように協同組合は独禁法に適用除外例を設けておりますから大体適用を受けないことになっております。

○森八三一君 そうしますと繰返し申上げますが、この新しい法律が狙つてゐるところは、今までの既存の法律では不可能な部分として三つの関係と、二十六条の関係だけが残るといふことになるので、そのほかの場合は十八条のことでもこれは協同組合で行けば不可能な問題ではないと私は理解するのでございませう。それから資金の關係等についてもこれは協同組合は政府が保護育成をして行くという建前に立つてゐるので、これも不可能な問題ではございませう。結論的には今申上げた二十六条のアウト・サイダーの取締の問題と、三条によつて正確なものを生産するための業界をはつきりして行くという……。

○衆議院議員(田口長治郎君) 実はそういうような議論もあるわけなんですけれども、協同組合の建前は、飽くまでも我々はその零細業者が団結の力によつて大きな力を得る、こういう建前をとつておられます。然るにこの組合は大は洋、日本、日魯あたりから、小は協同組合員にふさわしい連中まで包含されておるので、かかる業界の実体からこれを協同組合として扱うことは

非常に無理で、そうかといつて大きい人を除いてしまつて、小さい人だけの協同組合で行つたらどうかといふことに對しましては、この十八条の実施といふことが不可能でございませうから、この小のもの、中のもの、大きなものと一緒に包含した組合といふところに協同組合と性質を異にする、協同組合で行かなかつた主なる理由があるわけですから、これはやはり協同組合はどうして

も大洋、日本なんかまで包含した協同組合といふ、そういう方向に進ませないで、やはり零細業者が一つ固まつて大きな團結の力によつてやる、こういう建前をとつて行かなければならぬと思ひますから、さういふ意味におきまして、協同組合で包含できなかった組合をここに作つたわけなのでございませう。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 私からも一つ補足申上げておきたいのですが、この輸出水産業者組合は本質は経済行為をやらない団体でございませう。この資材等特別なものに限定いたしまして、共同購入の途はございませうけれども、協同組合の本質であります経済団体といふことでなく、これは自主的な統制団体という性格の団体でございませう。田口委員長から申上げましたように、小さいものも大きいものも成るだけ多く入つてもらつて、そして業者の自主的な調整を期したいという趣旨でございませう。

○森八三一君 そこでもう一つお伺ししておきたいのは、この十四条の規定によつて、組合員たる資格が定款で定まるのですが、この場合には組合員たる資格は自然人であらうと法人であらう

と同様に取扱うという観念か、自然人だけを考へられるのか。といふことは、今のこの組合は単なる協同組合の零細企業者でなくて、大きいものも入れるといふ場合に、零細企業者が集まつて組織してある協同組合等がそれは一組合たる資格を持ち得るといふ点はお考へになつてゐるかどうかといふ点です。

○衆議院議員(田口長治郎君) 只今の自然人、法人、これは平等に考へておるのでございませう。

○青山正一君 輸出水産業者の振興に関する法律案の質問は大体終了したものと認めますので、本日はこの程度に散会いたしまして、若し質問が残つてゐるならば次回に譲る。で、次回は参議院の水産委員会の意向を一つ取りまとめて頂くような方向で一つ十分進んで行つて頂きたい。明後日は一番終了日でございますから、明後日は、或いは明日か、開会日時は一つ委員長のほうで然るべくお取計らい願ひたい。

以上動議を提出いたします。

○木下源吾君 今のは質疑終了の動議かのようにも聞えるが、又質問があつたら質問もするし、どつちなんです。

○青山正一君 本日はこの程度で一つ散会して頂きたい。

○木下源吾君 それじや質疑終了をぐつつけることは要らん。

○理事(秋山俊一郎君) 質疑打ち切りといふことの動議でもないやうでございませうが、今日はこの程度で質問を打ち切つて、若し質問があるならば次回にと、こういうふうに私は聞いたのでございませう。

○青山正一君 次回は一つ取りまとめるような方向で一つ……。

○木下源吾君 ちよつと私一つ、次回に来るか来ないかわからない。(笑聲)それで今話を聞いてみると、自主統制やるといふのが、自主統制なら法律要らんじやないか。それはどういふことなのか。

○衆議院議員(鈴木善幸君) これは調整規程案を組合のメンバーが必要と認めました場合に、販売の方法、販売の価格、或いは数量、或いは製造加工の数量、そういうようなものにつきました。組合員の総意によつて調整規程案を作りまして、そして農林大臣の認可を申請するわけでありませう。農林大臣は公取とも協議をいたし、その同意を得てこれを認可をする。オーソライズされたそういう調整規程によつて組合員の調整をやる、こういうことでは官庁が天降りのに官僚統制を強行するのでなく、組合が調整規程案を作つて役所の認可を得てそれを実施する、こういう趣旨でございませう。

○木下源吾君 その点がどうも。やはり行詰つたものは統制ですね。(笑聲)

○衆議院議員(鈴木善幸君) 役所の統制じやありません。

○木下源吾君 それはそれとして、こういう法律を作つたら生産者のほうはどうなるのでございませう。ここでもうまいことを言つて生産者殺しやにやならん。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 今の木下委員の御発言は一番大事な点でございまして、衆議院側におきましては非常に慎重に論議を交した点であります。そこで販売価格等をきめるという場合が、直ちに生産者の魚価に影響して来る、逆算すれば影響して来るという問

題が起るわけでありませう。私どもはこの組合できめませう販売価格はフロア・プライスであつて下の値段、これ以上安く売つてはいけないういふ価格をきめるのでありまして、それ以上上に売る価格を、頭を抑えよう、最高価格を抑えよう、こういうことでございませう。従ひましてダンピング等をやつて国内の輸出水産業者が自滅するようなことを避けるためのフロア・プライスを調整規程で抑えて行くといふ趣旨でございませうから、生産者のほうには影響はない、こういう工合に考へております。

○木下源吾君 それは大いにありますよ。よほど何かで一つきつちきめておかん、それより安く買はんことは、それはわかるけれども、同時にこれより高く買はんも、それはくつついてゐるね。(笑聲)

○衆議院議員(鈴木善幸君) 現状におきまして非常に困るのは、輸出業者なり、或いは輸出水産業者がバイヤーと我れ先に販売する量の多きを願つて、日本には非常に不利な条件だと思つても売り急ぐ、或いは不利な条件で売るといふことから、非常に生産者のほうにも悪影響が現実に起つておるわけでありませう。それを是正しようといふところが狙ひなんでありまして、これは最高価格を抑えるものだから、これは全然持つておりませう。だから現状よりもよくなる、ダンピングをこれによつて抑えよう、こういう考へ方でありませう、狙ひは。

○千田正君 今青山君から議事進行の動議が出ておりますが、たつた一点だけ質問を許して下さい。それは水産庁に聞きたい。

これではまあ一応加工業者総体に対してのあれが登録によつて集まつた組合ができるわけですが、こういう範疇に入らない、而も輸出オンリーだけに生きているいわゆる干あわび生産業者、こんぶ、或いは貝柱、或いはふかの鱈、こういうような零細漁民の、設備を持たない、而もそれが全部外国へ輸出しなければならぬというものを対する、何と云いますか、国際価格によつて左右されて、場合によつてはダンピングをする、場合によつて家財を売つて苦しまなければならぬ、こういうような零細漁民に對する何か方途をあなたの方で考へておられますか、そういう点、これは一応これでいいとしても、これの範疇に入らない本場に沿岸の漁業者たる輸出に對する生産漁業者に對してカバーする問題が何かありますか。

○説明員(永野正三君) この法律の対象になるであろうという物資以外の只今お話の通り、我が国の沿岸漁業者がそれ／＼の施設を活用いたしました、相当零細な規模で生産せられておりまして、品物がだん／＼と産地において集荷され、それが集散地に集まり、相当まとまつて大きな輸出をなしているという品物があるわけでございます。そういう品物につきましては、この法律の建前ではちよつと適用が、当てはめ方がむずかしいのでございまして、これは別途な方法によつて輸出振興を図らなければならぬ事情になつてゐると思ひます。その關係で実は一番の問題は、むしろ産地から集荷され、集散地に集荷されたものが、現在海外市場というものが非常に狭まつてゐるというのが一つの根本的な問題があると思ひます。これは現在の我が国の外国と

のいろ／＼な經濟關係の問題でございまして、これは実は私どものほうの力だけでは到底改善もできない大きな問題でございまして、併し全般といつたしまして通産省等を中心にしたしまして、この海外市場のより大きな開拓ということについては十分努力しなければならぬと思つております。私の関連いたしますもので申すならば、産地におきます零細な漁業者からこの品物が加工され、産地において集荷されるという段階でございまして、この關係は実は私どもも現在は行政能力の限度と申しますか、なか／＼現地にまで出て指導し、助成するだけの行政的な機構なり、能力というものが不十分でございまして、この点は非常に早急に改善をしなければならぬ一つの大きな点でございまして、毎年予算の問題等でもこういう問題を取上げておりますけれども、なか／＼実は円滑には參つておらないのでございまして、今後各方面の御協力を得ましてそういう行政能力の第一整備をいたす必要があるのじやないか。それから又産地におきますそういう零細な漁業者の協同組合、或いは加工水産品協同組合というふうなもの健全な発達を図るという面につきましても実は御指摘の通り、今後非常に問題が残つてゐるのでございまして、今後できるだけ具体的な金融、或いは品質の改善というふうな面につきまして、例えば品質の改善というふうな点は、国におきまして検査の制度がございしますので、そういう制度で取上げて參る、或いは金融問題だとかいうふうな、具体的な改善の方策に十分努力をいたしたいと考へております。

○木下源吾君 今のあなたのお話の輸出の市場が狭いという問題と関連して、狭められたところへ持つて行つて、こういうふうなところへ押付けて論議したつて解決はつかんと思ふんだ。だから今困つてゐる問題を解決する、それから具体的に又次に困るものを解決する、こういう意味だろうと思ふんだが、海外市場、輸出市場というものは狭まつて来た、これを大きいところにやろうといつたつて政府はやらぬでいるのだからおかしなものがやはりでき上つてゐるのだね。それでこれは聞き出せば切りがないから今日はこの程度でやめておきましょう。

○青山正一君 まだ漁業特別損失補償の問題がありますが、一応本日はこれで散会して、あとは懇談の形式で……。

○理事(秋山俊一郎君) 只今青山君の御動議に御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(秋山俊一郎君) それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後三時五十六分散会

昭和二十九年六月一日印刷

昭和二十九年六月二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局